

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 日高市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	12	2,100	21	2,100	0	0
1	4	アクリル酸及びその水溶性塩	1	12	2,200	20	2,200	0	0
1	7	アクリル酸ノルマルブチル	1	12	15,000	10	15,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	3	4	76,700	6	2,700	0	74,000
1	71	塩化第二鉄	1	12	4,100	17	4,100	0	0
1	80	キシレン	5	2	346,040	3	6,040	0	340,000
1	134	酢酸ビニル	1	12	8,000	13	8,000	0	0
1	240	スチレン	1	12	240,000	4	240,000	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメ チレンテトラミン)	1	12	1,200	22	1,200	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	6	230,000	5	0	0	230,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	6	9,800	12	0	0	9,800
1	300	トルエン	6	1	1,354,150	2	614,150	0	740,000
1	349	フェノール	1	12	4,500	16	4,500	0	0
1	384	1-プロモプロパン	2	6	3,760	18	3,760	0	0
1	392	ノルマル-ヘキササン	4	3	2,076,000	1	1,826,000	0	250,000
1	400	ベンゼン	2	6	48,000	7	0	0	48,000
1	405	ほう素化合物	1	12	6,900	14	6,900	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	12	14,000	11	14,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	6	25,540	8	25,540	0	0
3	35	メタノール	2	6	3,670	19	3,670	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	12	660	23	660	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	12	5,100	15	5,100	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	4	18,300	9	18,300	0	0
		合計	—	—	4,495,720	—	2,803,920	0	1,691,800

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。